

平成25年11月12日 第1回
広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会

【諮問事項 1】

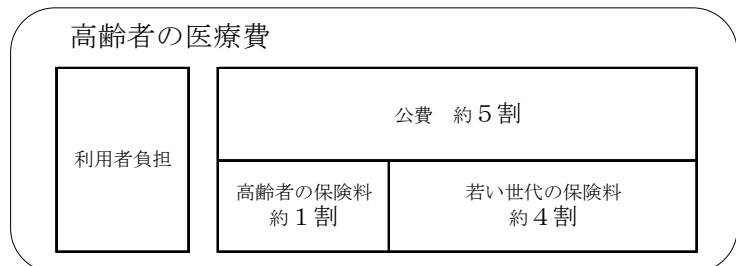
平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を高齢者の保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしている。

保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、各広域連合が定めることとされており、2年ごとに見直しを行うことが、「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められている。

このため、現在の保険料率の適用は今年度限りとなり、平成26年度及び平成27年度の新保険料率（均等割額と所得割率）を今年度内に設定する必要がある。



保険料	均等割	受益に応じて等しく賦課される応益分
	所得割	被保険者の負担能力に応じた応能分

2 現状

制度開始以降、広島県の1人当たり医療給付費は、年々増加傾向にある。

区分	被保険者数	対前年度伸び率	医療給付費	対前年度伸び率	1人当たり医療給付費	対前年度伸び率
平成20年度	323,967人		290,096,990,581円		895,452円	
平成21年度	332,081人	2.5%	307,172,423,459円	5.9%	924,992円	3.3%
平成22年度	341,423人	2.8%	324,905,116,195円	5.8%	951,620円	2.9%
平成23年度	350,047人	2.5%	336,596,548,801円	3.6%	961,575円	1.0%
平成24年度	358,560人	2.4%	345,829,747,856円	2.7%	964,496円	0.3%

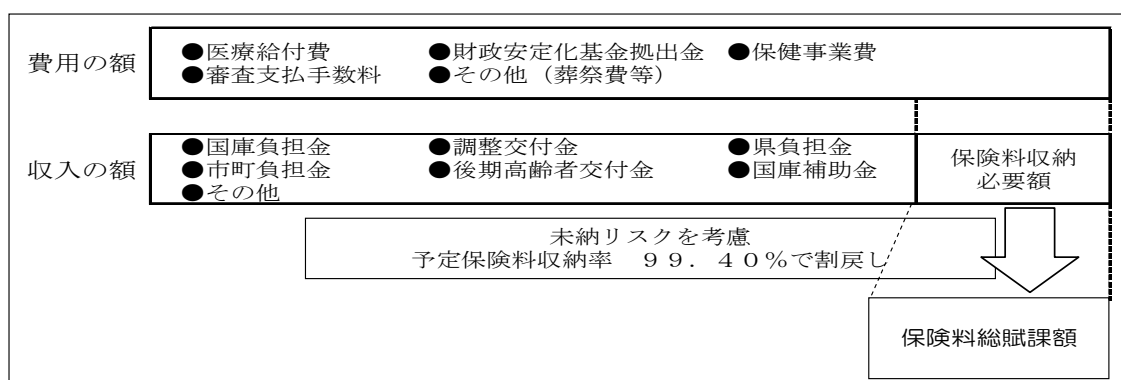
※ 平成20年度については、平成20年4月から平成21年2月までの11か月分のため、12か月分に換算し、小数点第1位を四捨五入して算出した。

※ 被保険者数は年度平均。

3 保険料率の算出方法

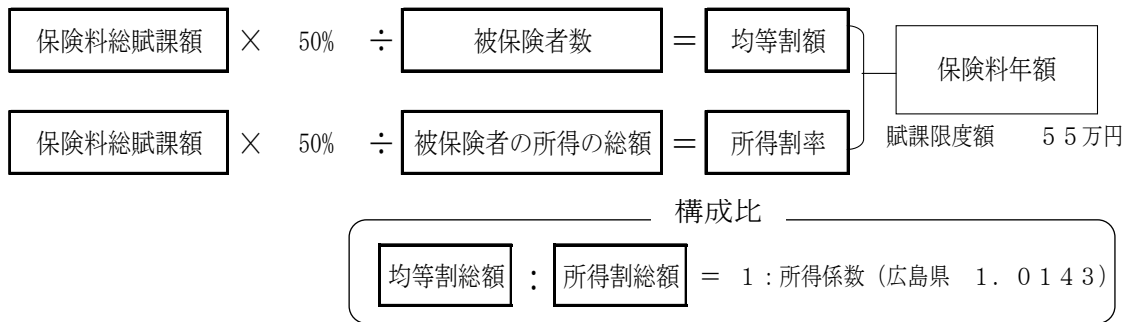
(1) 保険料賦課総額の算出

平成25年度までの実績に基づき、平成26・27年度における次の数値を推計し、保険料賦課総額を算出する。



(2) 保険料率の算出

保険料率は、保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、次のとおり算出する。



所得係数は、被保険者1人当たり所得額の全国平均を1としたときの広島県の数値。
 なお、今回の数値は平成24年度のものなので、今後、平成25年度の数値に変更する。

4 新保険料率の試算

(1) 国が示す保険料率算定の基礎数値

平成25年8月、国から以下のとおり保険料率算定の基礎数値（全国ベース）が示された。この数値は、確定値ではないため、今後変更になるものである。

ア 被保険者数

	伸び率	被保険者数見込
平成26年度	2.6%	377,815人
平成27年度	3.2%	389,905人
(合計)		767,720人

イ 1人当たり医療給付費

	伸び率	消費税の増税影響率
平成26年度	1.5%	1.2%
平成27年度	1.5%	—

ウ 後期高齢者負担率

世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、後期高齢者の負担割合を2年ごとに改定するものである。

10.73%（見込み） 【現行保険料率算定時 10.51%】

(2) 保険料の増加に対する対応

剰余金及び財政安定化基金の活用について、県と協議中である。

財政安定化基金

- 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置
- 給付費増や保険料未納による広域連合の財政不足に対し、交付又は貸付を行う。
- 保険料率の増加の抑制を図るために基金を充てることができる。

(3) 試算の状況

現時点での試算は、次のとおりとなった。

ア 保険料賦課総額の試算

(単位：円)

区分		平成24・25年度	平成26・27年度
		現行料率 算定時の数値	国が示す医療給付費 伸び率による算出額
費用 の 額 … ①	医療給付費	742,907,991,566	776,154,558,210
	財政安定化基金拠出金	668,617,192	341,508,006
	保健事業費(健康診査)	565,763,578	658,732,800
	審査支払手数料	1,617,485,000	1,470,870,000
	その他(葬祭費)	1,348,800,000	1,381,890,000
	合計	747,108,657,336	780,007,559,016
収入 の 額 … ②	国庫負担金	178,922,933,005	186,457,700,490
	調整交付金	68,221,102,000	71,034,197,160
	県負担金	61,185,215,048	63,901,184,931
	市町負担金	58,868,858,978	61,278,257,779
	後期高齢者交付金	311,615,207,782	325,203,627,439
	国庫補助金	84,426,000	94,888,000
	剰余金	580,000,000	【検討中】
	財政安定化基金	3,372,780,000	【検討中】
	合計	682,850,522,813	707,969,855,799
保険料収納必要額…③=①-②		64,258,134,523	72,037,703,217
2カ年の被保険者数(人)		739,444	767,720
予定保険料収納率(%)…④		99.35	99.40
賦課総額(③÷④)		64,678,545,066	72,472,538,448

イ 保険料率の試算

区分		現行	国が示す医療給付費 伸び率による算 出額
保険料率	均等割額	43,735円	47,202円 (+3,467円)
	所得割率	8.35%	9.21% (+0.86ポイント)

5 今後の対応

今後、国からは、直近の医療費の実績及び年内に決定される予定の診療報酬改定等を踏まえた試算数値の見直しが行われ、逐次情報提供される予定である。

これに伴い、本広域連合は、逐次再計算を行い検討を進め、運営審議会への諮問、答申を経て、平成26年2月開催予定の広域連合議会で議決が得られるよう対応する。

6 医療費の地域格差の特例（経過措置）について

この特例は、制度施行前3年間（平成15年度～17年度）の1人当たり老人医療給付費が、広域連合の平均に対し、20%以上低く乖離している市町村の保険料を軽減するための経過措置として、高齢者の医療の確保に関する法律の附則により、制度施行から平成25年度までの最長6年の範囲内で、低く設定することができたものである。

当広域連合では制度施行当初から、神石高原町（平成15年度～17年度の平均乖離率：20.25%）を対象としているが、6年を経過する平成25年度末をもって、経過措置の適用期間は終了する。

	H20・21		H22・23		H24・25	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
神石高原町	36,372 円	6.42%	38,971 円	7.03%	42,262 円	8.07%
均一保険料	40,467 円	7.14%	41,791 円	7.53%	43,735 円	8.35%
減額率	△10.12% (20.25%×3/6)		△6.75% (20.25%×2/6)		△3.37% (20.25%×1/6)	

7 保険料率算定に係るスケジュール (案)

	国	広域連合	広域連合議会, 運営審議会
8月	<p>8/27 事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新保険料率の算定に使用する医療給付費や被保険者数の伸び率等の暫定各種係数等を提示 	<p>○新保険料率の暫定試算開始</p>	
9月		<p>新保険料率案の検討</p>	
10月	<p>方針の検討</p> <p>(随時, 係数等を変更して広域連合に提示)</p>		
11月			<p>11/1 定例会開催</p> <p>11/12 第1回運営審議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の設定について諮問
12月	<p>(下旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診療報酬の改定 ○平成26年度当初予算案閣議決定 ○平成26年度当初予算案を踏まえた新保険料率の算定に使用する確定係数等を提示 	<p>○新保険料率の最終案をとりまとめ</p>	
1月			<p>上旬 第2回運営審議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新保険料率案を審議 ・答申
2月			<p>上旬 定例会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新保険料率案, 予算案を提案
3月			